

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和3年度『起業チャレンジ応援事業』募集のお知らせ～

概要

◆ 起業チャレンジ応援事業とは？

- ★新潟県内で新たに起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を助成する事業です。
- ★新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業を支援します。

■応募対象者

県内に事業所を設置し、募集開始日以降に起業する方で、下記の事業を展開する方。

・新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業

対象分野：地域活性化、まちづくり推進、過疎地域等活性化、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育

子育て支援、環境関連、社会福祉関連、県が指定した地域資源の活用

※県外に在住している場合、令和4年2月28日までに県内に転居する必要があります。

※一定の要件を満たして東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)から移住した方には、最大 100 万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。(弥彦村、粟島浦村への移住を除く。) 詳細は移住先の市町村に確認してください。

■助成事業の実施期間

交付決定日から令和4年2月28日まで

■助成率と助成限度額

助成限度額：上限 200 万円

助成率：1/2 以内

■審査方法

書面審査及び書面審査通過者に対して二次審査(プレゼンテーション動画による審査)を実施

■申請方法

申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「起業チャレンジ応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、令和3年6月18日(金)までに提出してください。

■募集期間

令和3年5月24日(月)～令和3年6月25日(金) 17:30 必着

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 創業・経営革新チーム 小林、渡部
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。